

（緊急制動表示灯）

第61条の2 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の4第3項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第56条第1項及び第57条第1項の規定を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第59条第1項及び第2項並びに第60条第1項の規定を準用する。

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）にあっては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

二 二輪自動車にあっては、協定規則第53号の規則5. 及び6. に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第53号の規則5. 17. に定める基準は適用しないこととする。

三 側車付二輪自動車にあっては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。